

医師偏在対策に関する意見

地方の医師不足の背景には、一定の地域への集中という構造的な問題があるため、現行の制度、枠組みのもとでは地域医療体制の維持・確保には限界がある。これまでの地方での医師確保の努力を毀損することなく医師不足・医師偏在の解消につながるよう、国が主体的に以下の点について地域の実態を十分に踏まえた検討と実行を求める。

- ① 地域医療を確保するため、医師不足地域に十分配慮し、地理的条件や診療科の偏在等の地域の実態に応じ、中山間地域への一定期間の勤務を義務づけるなど実質的かつ効果的な医師の確保や偏在是正に向けた対策を講じること。
- ② 医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや、医師の働き方改革の推進に伴い、地域医療へ大きな影響が想定されることを踏まえ、大学が地域と連携して医師不足の地域・診療科に医師を育成・派遣する役割を果たすことができるよう地域枠の適正な運用を継続するとともに、必要な医師が十分に確保されたことが客観的に検証されるまで現在の臨時定員枠の措置を継続すること。
- ③ 新専門医制度について、専攻医が一部の大都市に集中している実態や地方への医師派遣の実態等を踏まえ、医師偏在を助長することのないよう、専門研修プログラム定員の設定等に当たっては、都道府県の意見を聴き、地域の実態を十分に反映したものとすること。
- ④ 臨床研修募集定員については、人口等を基礎として算出する定員数のみでは地方の定員数が大幅に減少する可能性があることから、医師偏在を助長することのないよう引き続き地域の実情に応じた調整を行うこと。
- ⑤ 都道府県が行う、医師の確保や偏在是正対策に対し、地域医療介護総合確保基金の充実を含む抜本的な財政支援を講じること。
- ⑥ 医師の地域偏在、診療科偏在が依然続いていることや医師の働き方改革による影響を考えれば、単純に医師の需給推計などで医師確保の取組を制限するのは適当でない。仮に医師の需給推計など将来推計を行うのであれば、必要とされる医師数を適切に推計するとともに、その結果について事前に都道府県で検証できるようデータや計算過程の全てを明らかにして説明を行う等地域の理解を十分に得るようすること。

(推計に当たって考慮する点)

- ・ 病院と診療所の医師を明確に区分する
- ・ 医師の勤務実態を十分に把握する
 - 山間へき地・離島などの過疎地における一般医療を担う医師
 - 救急・小児・周産期医療等の診療機能を担う医師
 - 教育や研究に従事する時間が相当程度長い大学病院の医師
 - 臨床研修医、女性及び高齢の医師等
 - 重症心身障がいなど、特定の疾患を対象として診療を行う医師

令和2年2月26日

全国知事会会長 飯泉 嘉門
 全国知事会社会保障常任委員会委員長 平井 伸治